

## 地下鉄短信(第94号)

平成25年8月9日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会広報部 責任者 向田正博

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187

- 記事 1.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)  
2.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についての概要  
3.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(資料)  
4.中期財政計画及び平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(内閣総理大臣発言要旨)  
5.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(財務大臣発言要旨)  
6.当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—

\*去る8月8日(木)に閣議了解された「平成26年度予算の概算要求」関連の資料をまとめました。

- 1.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)  
別添ファイル参照
- 2.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についての概要  
別添ファイル参照
- 3.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(資料)  
別添ファイル参照
- 4.中期財政計画及び平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(内閣総理大臣発言要旨)  
別添ファイル参照
- 5.平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(財務大臣発言要旨)  
別添ファイル参照
- 6.当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—  
別添ファイル参照

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp

## 平成 26 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成 25 年 8 月 8 日  
閣議了解〕

平成 26 年度予算は、「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）に沿って、平成 25 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

これらを踏まえ、平成 26 年度予算の概算要求については、具体的には下記により行う。

### 記

#### 1. 要求・要望について

各省大臣は、以下に規定する額について適正に積算を行い、要求・要望を行う。

##### (1) 年金・医療等に係る経費

年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う自然増 9,900 億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記自然増を含め、年金・医療等に係る経費について、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成 26 年度予算に反映させることとする。

(注)年金・医療等に係る経費については、補充費途として指定されている経費等に限る。以下同じ。

##### (2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ、要求する。

##### (3) 義務的経費

以下の(イ)ないし(ホ)及び(注 1)ないし(注 3)に掲げる経費(上記(1)及び(2)に掲げる経費に相当する額を除く。以下「義務的経費」という。)については、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。

- (イ) 補充費途として指定されている経費
- (ロ) 人件費
- (ハ) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費(平成 25 年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入等及びその他施設費を除く。)
- (ニ) 防衛関係費及び国家機関費(一般行政経費を除く。)に係る国庫債務負担行為等予算額
- (ホ) 予備費

(注 1) 人件費に係る平年度化等の増減及び平成 25 年度の参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減については、上記の額に加減算する。

(注 2) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 126 号)等を踏まえ、既定の方針に従って所要の額を要求する。

(注 3) 旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧軍人遺族等恩給費等に相当する額から自然減を減算した額の範囲内において、要求する。

なお、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。

- (4) 東日本大震災からの復興対策に係る経費  
東日本大震災からの復興対策に係る経費については、東日本大震災復興特別会計において、平成 25 年 1 月 10 日の復興推進会議における総理指示を踏まえ、流用等の批判を招くことがないように、

津波・地震被害や原子力災害からの復旧・復興に直結するものなど、真に必要な経費を要求する。その際、既存の事業の効率化を進めた上で、「新しい東北」に向けた施策のうち、本特別会計で計上すべき施策については、先導モデル事業の活用等に取り組む。

一般会計から本特別会計への繰入れについては、財務大臣が、東日本大震災からの復興のための財源を捻出するため、既定の方針に従って所要額を要求する。

#### (5) その他の経費

基礎的財政収支対象経費のうち、上記(1)ないし(4)に掲げる経費を除く経費（以下「その他の経費」という。）については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額（以下「要望基礎額」という。）の範囲内で要求する。

(注 1) 石油石炭税及び電源開発促進税の税込見込額と平成 25 年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等については上記の額に加算する。

(注 2) 上記要望基礎額の算出に当たっては、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に、独立行政法人等に対する運営費交付金等のうち前年度に行った「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を加算した上で算出する。

(注 3) 年金・医療等に係る経費と(2)ないし(5)に掲げる経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間で調整をすることができる。また、調整を認めるに当たっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案する。

(注 4) 公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係する大臣において調整を行う。

(注 5) (3)に規定する義務的経費 ((3) (注 1)ないし(注 3)の規定に基づき加減算が認められている経費(人件費を除く。)及び既存債務の支払いに係る経費を除く。)及び(5)に規定するその他の経費 ((5) (注 1)の規定に基づき加減算が認められている経費を除く。)の要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

#### (6) 新しい日本のための優先課題推進枠

平成 26 年度予算においては、予算の重点化を進めるため、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)及び平成 25 年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化のほか、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)及び「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。

このため、各省大臣は、(1)ないし(5)とは別途、要望基礎額に 100 分の 30 を乗じた額の範囲内で要望を行うことができる。

#### (7) 行政事業レビュー

上記の要求に当たって、各省大臣は、「行政事業レビューの実施等について」(平成 25 年 4 月 5 日閣議決定)に沿って、各府省庁における行政事業レビューの結果を反映し、実効性ある P D C A を推進する。

具体的には、「事業全体の抜本的改善」や「事業内容の改善」と結論づけられた事業について、その結論を的確に反映するとともに、類似の事業を含め、他の事業についても、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」(平成 25 年 8 月 6 日行政改革推進会議とりまとめ)を踏まえ、既存事業の実績や効果を効率性、有効性等の観点から徹底検証して見直した上で要求を行う。

## 2. 予算編成過程における検討事項

(1) 予算編成過程においては、各省大臣の要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択

を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるため精査を行う。その際、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。また、既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行う。

- (2) その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、税込等の動向を踏まえて、「中期財政計画」に定める一般会計の基礎的財政収支に係る改善目標を達成できる範囲内で措置する。その際、1. (1)、(3)又は(5)に係る経費が要求額から圧縮された場合には、その分「新しい日本のための優先課題推進枠」の措置額を上乗せする。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき新たに導入するシステムとの接続に要する機器調達及び既存のシステム改修に伴う経費、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成8年12月3日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成10年法律第35号)等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等の平成26年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。また、「政府専用機に関する対応方針について」(平成25年8月7日政府専用機検討委員会決定)に基づく新たな政府専用機導入に伴う経費の取扱いについては、予算編成過程において検討する。特別会計改革を平成26年度から実施する場合において、経理区分が変更されることに伴い増加する経費の同年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」(平成22年5月28日閣議決定)に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成26年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速

な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

- (4) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号) に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされており、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(以下「社会保障 4 経費」という。)並びにこれらの経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増(以下「公経済負担」という。)並びに地方交付税法定率分の充実の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえた上で、平成 26 年度における増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。また、簡素な給付措置及び住宅取得に係る給付措置の取扱い、前記の社会保障 4 経費の充実と一体的な経費及び社会保障 4 経費以外に係る公経済負担の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

### 3. 要求期限等

上記による要求・要望に当たっては、8 月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・要望を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。

## 「平成 26 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」 (平成 25 年 8 月 8 日閣議了解)の概要

平成 26 年度予算は、「中期財政計画」に沿って、平成 25 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。これらを踏まえ、平成 26 年度予算の概算要求については、下記により行う。

### 1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に自然増(9,900 億円)を加算した範囲内で要求。ただし、自然増を含め、合理化・効率化に最大限取り組む。
- 地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度予算額と同額を要求。参院選挙経費の減などの特殊要因については加減算。その上で、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。
- 東日本大震災復興特別会計への繰入は、既定の方針に従って所要額を要求。
- その他の経費については、前年度予算額の 100 分の 90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 予算の重点化を進めるため、緊急経済対策(平成 25 年 1 月)及び平成 25 年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化のほか、「日本再興戦略」及び「骨太の方針」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は上記要望基礎額の 100 分の 30 の範囲内で要望。

### 2. 予算編成過程における検討事項

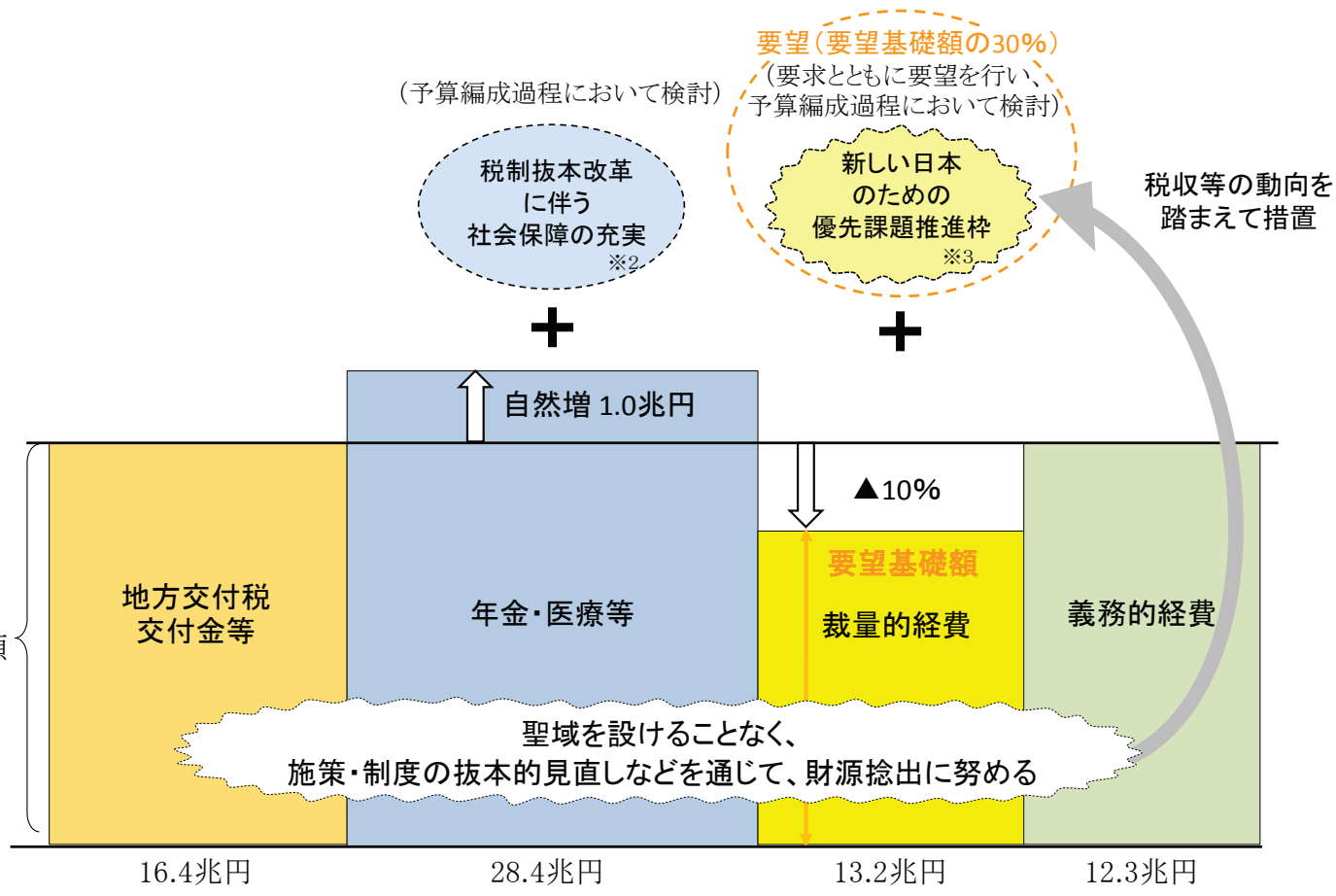
- 要求・要望について、施策・制度の抜本の見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための精査を行う。その際、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。また、既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行う。
- その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、税収等の動向を踏まえ、「中期財政計画」に定める一般会計の基礎的財政収支の改善目標を達成できる範囲内で措置する。その際、義務的経費やその他の経費などが要求額から圧縮された場合には、その分「新しい日本のための優先課題推進枠」の措置額を上乗せすることとする。
- 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは附則第 18 条に則って判断することとなり、社会保障4経費の充実などについては、附則第 18 条に基づく判断を踏まえた上で、平成 26 年度における増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

### 3. 要求期限

- 要求・要望に当たっては8月末日の期限を厳守。



## 平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※1 地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参院選挙経費の減などの特殊要因については加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、既定の方針に従って所要額を要求。

※2 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは附則18条に則って判断することとなっている。

※3 緊急経済対策(平成25年1月)及び平成25年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化のほか、「日本再興戦略」及び「骨太の方針」等を踏まえた諸課題について要望。

## 当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－

平成25年8月8日  
閣議了解

### I. 基本認識

強い経済は、国力の源泉である。強い経済の再生なくして、財政の再建も、日本の将来もない。この基本認識に立って、「三本の矢」により、早期にデフレを脱却し、強い経済を実現していく。相互に補強し合う「三本の矢」を一体化することで生まれる推進力により、民需主導の持続的成長を実現し、今後10年間（2013年度から2022年度）の平均で、名目国内総生産（名目GDP）成長率3%程度、実質国内総生産（実質GDP）成長率2%程度の成長を目指す。

現下の我が国の財政状況は、人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み、債務残高はGDPの倍程度までに累増するなど、極めて厳しい状況にある。日本経済の発展を支えるとともに、少子高齢化が進展する中であっても人々が安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠である。

民需主導の持続的な成長を実現するためには、財政健全化を通じて、家計や企業の財政に対する不安を払拭するとともに、より多くの民間貯蓄が民間投資に向かう環境を整備し、個人消費や設備投資の拡大を促すことが不可欠である。また、金融緩和を円滑に推進していくためには、国債に対する信認を確保し、長期金利を安定させる必要があり、政府が財政規律を堅持していくことが求められる。

このように、「三本の矢」が持続的に効果を発揮するためにも、財政健全化への取組は極めて重要である。「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に示した上述のような基本認識に立って、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）と本計画を推進し、民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。

また、東日本大震災からの復興、福島再生の加速を最優先に、加速策を具体化し、東日本大震災復興特別会計を活用して必要な事業を着実に実施する。

### II. 財政健全化に向けた目標

経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

そうした取組の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減<sup>1</sup>、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

### Ⅲ. 平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて

#### 1 基本的な取組

当面、平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて、平成26年度（2014年度）及び平成27年度（2015年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する<sup>2,3</sup>。

平成27年度（2015年度）の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度（2013年度）から17兆円程度改善する必要がある<sup>4</sup>。

まずは、国・地方の基礎的財政収支赤字の大宗を占める国の一般会計の基礎的財政収支赤字について改善を図る必要があり、歳出・歳入両面で最大限努力する<sup>5</sup>。

そのため、平成27年度（2015年度）までにおいては、平成25年度予算に引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、要求時点から施策の優先順位を洗い直した上で、無駄を最大限縮減しつつ、税収等の動向も踏まえ、優先度の高い施策について重点化を図る。

これらにより、国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、平成26年度予算においては▲19兆円程度、平成27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す（別紙参照）。

また、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度において、それ

---

<sup>1</sup> 国民経済計算（確々報値）に基づき、2010年度▲6.6%から、2015年度には▲3.3%へと半減する。

<sup>2</sup> 国・地方を合わせた基礎的財政収支とは、国の一般会計及び特別会計・独立行政法人等（補正予算による歳出・歳入の追加分を含む。）、地方財政の収支の合計。このうち、特別会計・独立行政法人等については、外国為替資金特別会計など一部の例外を除いて、ほぼ収支均衡している。

<sup>3</sup> 東日本大震災の復旧・復興対策の経費及び財源については、復興特別税等により別途財源を確保し、多年度で収支を完結させる枠組みを設定していることから、国・地方の財政の姿を示す際にはこれらを除いた金額を記載し、財政健全化目標の達成状況の検証に際しては、これらの金額を除いたベースで検証する。

<sup>4</sup> 世界経済が下振れしたり、民需の回復が遅れたりする場合などには、必要となる改善幅は拡大することが見込まれることに留意する必要がある。

<sup>5</sup> 消費税率の引上げについては、8%及び10%への引上げのそれぞれの施行前に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第18条にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。

ぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力する。

一般会計と同様、特別会計や独立行政法人等における事務及び事業についても、その内容及び性質に応じ、必要性の観点から徹底した見直しを行う。

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する<sup>6</sup>。

以上の取組については、平成27年度（2015年度）における基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成に向けて、半年毎に、経済と財政を展望しつつ、進捗状況を確認する。

なお、経済の重大な危機等により、財政健全化目標の達成が著しく困難と認められる場合には、機動的な財政政策を行うため、適切な対応を行う。その場合には、遅滞なく、財政健全化への経路を改めて示すものとする。

## 2 歳出面・歳入面の取組

歳出面においては、各年度の優先課題に重点を置くとともに、大胆なスクラップアンドビルドを行うことによりメリハリをつける。また、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視するとともに、行政サービスのコスト低減・質の向上を進め、物価上昇が見込まれる中で、安易な歳出増とならないよう留意する。

主要分野の取組については、「基本方針」第3章に示された重点化・効率化の方針にのっとり、

- ・社会保障については、人口高齢化、医療の高度化等による増勢がある中で、極力全体の水準を抑制する。公的年金支給に係るマクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進について具体的な効率化の進捗がみられるよう取り組むことを始め、徹底した効率化を図る。
- ・社会資本整備については、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）等の諸課題に対し、ソフト施策と連携しつつ、投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底する。
- ・地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。
- ・頑張るもの（人、企業、地域）が報われる仕組みへ改革を進め、真に助けを必

---

<sup>6</sup> 東日本大震災分に充てられる一般財源を除く。

要とする人を支援し、再チャレンジの仕組みを整備する。

また、5年を経過した施策を始めとして、各歳出分野における事務及び事業について、その内容及び性質に応じ、必要性、効率性等の観点から不断の見直しを行うとともに、PDCAの実効性向上を図る取組を進め、歳出の無駄の排除を徹底する。

以上を含め、「基本方針」に示された歳出分野における重点化・効率化を進めていく。また、経済社会構造の変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。こうした歳出・歳入面の取組と一体的な取組として、徹底した無駄の排除を進め、効率的・効果的な公的部門の構築に取り組む。

#### IV. 平成32年度（2020年度）の目標達成に向けて

今後、平成32年度（2020年度）までの国・地方の基礎的財政収支黒字化を実現するためには、平成27年度（2015年度）までの取組と同様に、一般会計上の基礎的財政収支を改善し、黒字化させることが基本となる。

そのため、各年度の一般会計予算において、基礎的財政収支対象経費と税収等（税収と税外収入の合計をいう。以下同じ。）の対GDP比の乖離<sup>かい</sup>を解消できるよう、基礎的財政収支対象経費の対GDP比を着実に縮小させるとともに、税収等についても対GDP比で拡大させていく必要がある。

具体的には、平成27年度（2015年度）の目標達成に向けた取組を進めながら検討を進め、同年度の予算における基礎的財政収支対象経費と税収等の対GDP比等を踏まえて経済財政を展望し、2016年度から2020年度の5年間について更に具体的道筋を描く。

その際、各年度の予算において、歳出面においては、無駄の排除などを通じて基礎的財政収支対象経費を極力抑制しつつ、経済成長によりGDPを増大させることにより、基礎的財政収支対象経費の対GDP比を逡減させていくことを基本とする。歳入面においては、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図っていくことを基本とする。さらに、これらの努力を継続する中で、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討する。

また、目標年度に至る今後の予算編成において、歳出増又は歳入減を伴う施策の導入・拡充を行う際は、歳出削減又は歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保することを原則とする。

本年秋以降、経済財政と社会保障の相互連関を考慮しながら、持続可能な財政と社会保障の構築に向けた取組について、経済財政諮問会議において検討を行う。

## (別紙) 基礎的財政収支の見通し

### ○国・地方の基礎的財政収支

平成25年度（2013年度）▲34.0兆円 → 平成27年度（2015年度）▲17.1兆円程度

### ○国の一般会計の基礎的財政収支の目安

|                           | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 国の一般会計の<br>基礎的財政収支<br>の目安 | ▲23兆円              | ▲19兆円程度            | ▲15兆円程度            |

中期財政計画及び平成二十六年年度予算の概算要求に当たつての基本的な方針について

平成二十五年八月八日（木）繰上げ閣議

内閣総理大臣 発言要旨

一 「中期財政計画」は、デフレ脱却を確実にし、経済再生と財政健全化の好循環を目指しながら、財政健全化目標を達成するための今後の道筋を具体的に示すものである。

二 各大臣におかれては、この「中期財政計画」に従い、民需主導の持続的成長と財政健全化の両立に向けた取組を進めていくことで、国民の安心や、国の信頼を確かなものとしていくよう、ご尽力いただきたい。

三 平成二十六年年度予算については、平成二十七年年度の財政健全化目標の達成と、デフレ脱却を確実にしていくために重要な予算である。

「中期財政計画」及び「平成二十六年年度予算の概算要求に当たつての基本的な方針について」に基づき、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を最大限縮減しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

四 来年度予算は、安倍内閣が概算要求から取組む初の予算であり、各大臣におかれては、この「基本的な方針」に基づき、概算要求作成作業から予算編成過程を通じて、リーダーシップを発揮していただくようお願いしたい。



# 平成二十六年年度予算の概算要求に当たったての基本的な方針について

平成二十五年八月八日（木）繰上げ閣議  
財務大臣 発言要旨

一 「平成二十六年年度予算の概算要求に当たったての基本的な方針について」は、先ほど総理からも御発言があったとおり、「中期財政計画」に沿って、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すことを基本的な考え方としております。

二 閣僚各位におかれましては、行政事業レビューの結果の的確な反映などにより、聖域を設けることなく既存の予算を抜本的に見直すなど、要求・要望の段階からその内容を十分に吟味していただきたいと思えます。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」の仕組みを活用し、安倍政権の優先課題の実現につながる要望を行っていただくよう、お願いいたします。

三、概算要求提出期限は各府省の作業に要する期間を考慮し、八月末日と致しますが、閣僚各位におかれましては、申し上げた点について、御理解と御協力をいただきたいと考えております。

四、財政投融資につきましては、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、民需主導の経済成長の達成に真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくよう、お願いいたします。また、引き続き、民業補完性、償還確実性等の検討により、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思います。

五、平成二十六年度税制改正要望についても、予算の概算要求と同様に、八月末日までの御提出をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。